

広島県警察本部告示第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、違反者講習に係る講習手数料及び通知手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成27年4月6日

広島県警察本部長 宮 園 司 史

| 委 託 し た 者 | | 委 託 期 間 |
|-----------------|------------------|-----------------------------|
| 名 称 | 所 在 地 | |
| 一般財団法人広島県交通安全協会 | 広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 | 平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで |
| 高島産業株式会社広島支社 | 広島市南区宇品東三丁目1番50号 | 平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで |
| 株式会社アフィス | 広島市安佐南区伴西一丁目1番1号 | 平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで |
| 株式会社山陽自動車学校 | 福山市蔵王町3815番地 | 平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで |